

山地における狩猟秘伝書の伝播について

千葉 徳 爾

I 問題の所在

秋田県北秋田郡阿仁町荒瀬地区の根子・打当などのマダギ集落では、山の神が子を生むという伝承がある。このこと自体は必ずしも阿仁マダギに限らず、奥羽各地の猟師や九州山地の狩人たちも知っており、昔、山の神様が子を産もうとしているところに、ある狩人が行きかかり、汚れをいとわず手助けをしたために、今でもその狩人の子孫であると言って祈れば、必ず獲物が授かるという由来譚として伝えられてきた。特にこの話が奥羽の山村によく知られている理由は、冬の山の神祭のヨゴモリの折に、古老がこの話を山の神祭の縁起として若者たちに語って聞かせるのが、習わしになっていたからである。

ところで、打当のマダギが伝えていた話では、この山の神がなぜ子をもうけることになったか、その由来が語られていた。故杉浦健一氏が報告されたところによると、「最初にエベス神（漁の神）と山の神様（狩の神）との兄弟があり、弟の山の神は兄のエベス様から只一本しかない釣針を借りて漁に行き針を失う。竜宮に行って乙姫と仲良しになる。山の神が山に帰ると妊娠した乙姫は山の神の後を追って山に来る」という筋で、山の神と夫婦になったのだから乙姫も山の神であって、マダギの小屋に泊めてもらい、その助けで12人の子を産む。現在では、打当でも根子でも、この話を記憶している者はいないが、昭和10年頃にはまだいたのであろう。筆者が昭和40年頃尋ねた限りでは、打当では小学生時代に学校でこれに類した話を教師から聞いた記憶を持つ者は、老年・壮年者を通じていないということであった。

故柳田国男翁は、この伝承を重視して、次のように書いている。「殊に我々が興味深く聴いたことは、羽後の荒瀬のマダギたちが、此口碑（山の神の出産を助けた者は榮え、知らないで助けなかった狩人の流派は衰えた）と関聯して今でもまだ記憶して居るらしき山神の物語に、釣針を失ってそれを捜しに来たエビス様と縁を結んで、それから身持になって山の中で御産をなされたやうに、説かうとする部分があることである。是は何とぞして今一段と正確に、どこか他の地方のマダギの中からでも是非に聴取って置きたいものと思ふ。是が千年の遠い古へから、耳と口とのみで伝へて来た異伝であった場合は勿論、仮に何人かが神代巻を読んで、それをやや粗略に話して聴かせたのだとしても、土地が山間であり聴衆が山立である限りは、完全に今は埋もれたる文化の経路なのである。彼等と山の信仰に携はった一派の宗教家との関係は、恐らく此途からより他には尋ねて行く手だてが無い」。

柳田翁の記された話の筋は、杉浦氏の書かれたところを若干誤解しておられるようだが、要はこの山間の伝統的狩猟信仰を保持した人々の中に、海幸山幸の神話のあらすじが保存され、それが山の神信仰のもととなっているという点が問題だという。その理由は、山間住民の文化受容が、どのような経過を経て現代に至ったかという大きなテーマに通ずるからである。当時まだ、マダギは狩猟民族の遺風を伝えるものではないか、アイヌ族と密接な関係があるのではなからうか、彼等の言葉の中には忌言葉としてアイヌ語が入っている、などが論じられていた。

現在は、この海幸山幸譚の変型ともいえるべき伝承に若干類似した話が、宮崎県三田井の山間

にあるほかに、高知県物部川上流の「いざなぎ流神道祭文」として存在することがわかっている。また、この類型に属する山の神の由来は、弘前市郊外と秋田市古四王社に伝えられた文書にもあって、阿仁マダギの記憶はこれらから糸をひいたものらしい。³⁾しかしながら、それらの間の明確な系統の追求と、どのような伝播経過をたどったのかは、依然として謎であり、日本人の文化形成上の大きな課題といえよう。

II 本研究の方法と資料

筆者は、先のような大きな問題への手がかりとして、まず近世と近代との狩人の秘伝とされた山の神のまつり方、獲物の慰霊の方法について、どのような伝授がなされ、どのような信仰伝播があとづけられるかを考えてみたい。その方法としては、狩猟者の間にみられる特定の文化表象を求め、これを鍵としてその文化伝播経路を求めようとする民俗学的方法に依りたい。

資料としては、彼等が所有してきた「狩の巻物」と称する文書を利用する。これには2種あり、1つは主として鉄砲秘伝書であって、射撃技術、火薬・弾丸の製法などを説く。明記してはいないが、この系統には、稲富流鉄砲伝書に自己の工夫を加えたものが多いようである。いま1つは主として呪文を記し、災難をよけ野獣の霊を弔うものであり、それに山の神、もしくは狩人の由来を説く巻物の場合が多い。こちらの方が、信仰文化の伝播を探るために好適なことはいうまでもない。

この種の巻物の類型には、まず狩人の祖先と山の神の関わりを説くものがあり、狩人は日光権現を助けて赤城山の神を破ったので、いずれの山で狩をするも差し支えないという許可をいただいたと説く日光派がある。また同じ類型に、狩人が援助したのは弘法大師であり、野獣慰霊の呪文を教えられてたたりを免れたという高野派の巻物がある。両者は奥羽地方に多く、これに対して九州には、大名の狩猟に際しての儀礼の心得故実を記した「山法」、もしくは「狩評定」と呼ばれるものがある。

第3の類型には、2人の狩人が、一は汚れを忌んで山の神の出産を助けず、一は神を助けて山の幸を得たので、今栄える狩人はいずれもその末流であると称し、山の神を祭れば、多くの獲物が得られるという伝承を中心に、山の神祭の儀礼、呪文、慰霊法などを記した文がある。柳田翁は、この両者の競争には神話のおもかげがあるとして、前兩者の類型よりも古い形成であろうと推論した。⁴⁾

これまでの研究では、主としてこれらの巻物の内容から、いくつかの発生系統を考えた。たとえば諏訪の文といわれる「業尽有情、雖放不生、故宿人倫(天)、同證仏果」の四句やその覚えそこないを一つの要素と認め、この発生は、信州諏訪神社⁵⁾の信仰が流布混入しているとするのである。このような要素の含まれる巻物の分布範囲をもって、この信仰の伝播した空間を推定するのである。しかし、これでは、具体的にその信仰が誰の手によって、いつ、どのような経路から狩師たちの中に入り込んだかは明らかでない。そこで本稿では、秘伝書の多くが伝授に際して、授受者双方の居所、日時、氏名などを末尾に連記している場合のあることを利用して、具体的な信仰伝播の経過を地図上にあとづけてみようとした。

この場合に考慮せねばならぬことは、まず、伝授される者はどのようにして選ばれるかということである。一般的に、この種の秘伝を受ける者は希望して得られるのではなく、秘伝を知る者の選択眼にかなった者である。したがって、受ける側の性格が授ける者によってかなりよく知られている必要があり、平素の行動において相互の交流がみられる範囲内に限定される。次には、狩猟者であるから文字を読み、あるいは書くことが不得手で、誤字脱字が少なくないが、意外に文字を自ら写して書く者が存在したらしいという点である。もちろん、民間へ文字の普及した時期以前に文書の作成年代を溯らせることは困難であるが、初期の巻物作成者には、武士や宗教者のような文字を知る者が多かったらしい。庶民らしい名が伝書に記されるようにな

るのは、ほぼ近世中期以後であるから、この方法による山民文化の伝播経路はその時期以後に限られるが、場所と時期とを明確にする場合には、試みて得る点は少なくないと考える。

III 九州地方の事例

はじめに、比較的古い類型に属し、原本は寛永11年(1634)に筆写されたと奥書に記される、宮崎県西臼杵郡高千穂町五ヶ所字笈野町の佐藤家文書を取り上げる。⁶⁾この中には柳田翁が初めて紹介された、『後狩詞記』の附録「狩ノ巻」に記されているものと同系の山の神の出産を助けた狩人の話が含まれる。その他種々の呪文が書かれているが、それらの末尾に、初めの記録者である矢野又兵衛以下署名伝授者が順序に記載されている。その部分のみを抄出してみよう。

寛永十一年九月日

小婆之獵師之子孫

矢野又兵衛忠正(花押)

右者獵師祭物無相書写シ進自可申候

未ノ卯月四日又書写シ

兼ヶ瀬村

惣十郎

戸称川村

陸右ヱ門殿

右者古小被の獵師之朝一子相伝之巻物危用一
用迄實正也他伝受不可看者也

日向国高千穂三ヶ所村

飯干舛右衛門(花押)

椎葉山五ヶ所村 那須四右ヱ門殿

又写申迄仍而如件

明治三年無水月一八日那須貞右ヱ門殿

胡摩山村花田又右ヱ門殿

又書写取申候 右同村

今田伝治郎

明治四年未ノ二月六日書写取申候也

同十四年己旧二月五日又改メ写シ直シ申候也

但シ此先ハ熊のひぼときなり(以下中略)

右者今般今田伝治郎君ヨリ右之巻物拝借致シ
写之也

明治廿年旧三月二三日

宮崎県日向国西臼杵郡五ヶ所村笈野町獵夫
佐藤松四郎(花押)

最初の転写は未ノ卯月四日とばかりあって、年はいづかわからないが、三ヶ所村の五ヶ瀬川対岸にある兼ヶ瀬村の惣十郎なる人物が伝えている。次に、戸称川は今椎葉村十根川と書くが、そこの陸右衛門に伝えられた。諸塚・大仁田の連山で、兼ヶ瀬から約30キロを隔てる。それから再び、兼ヶ瀬の対岸三ヶ所に伝わったらしい。次いで、そこから20キロ北に離れた五ヶ所村の那須氏に伝わっている。ここまでの、おそらく延岡藩の支配時代であると思われるが、その移った年はわからない。

この那須氏は、明治3年、はるか南に40キロを隔てる椎葉村胡摩山部落の花田氏にこの秘巻を伝えたが、同村の今田氏が翌明治4年に写しとっている。おそらくこの人は、秘伝の習得に積極的で、花田氏が伝授をうけたことを耳にして筆写を懇望したのであろう。だから、それまでのように長い期間をおかず筆写したのであり、この推測を裏づけるものとして、今田氏はその後この記録にのせられていなかった「熊の紐とき(熊を捕って解体する儀礼)」を伝書に書き加えている。

この熊の解体に当たって執行する儀礼は、もと四国土佐・阿波の境界山地に行われた西山流という一派の行者が伝えていたらしく、その伝書の最も古い記載は享保14年(1729)に行なわれている。⁷⁾また九州でこれまで最も早い記録は、天明5年(1785)に高千穂の隣町日ノ影町煤市の熊祭に用いられた祭文であり、次いで米良山の「狩ノ巻」の末に記された「熊の紐ときの伝」が寛政5年(1793)となっている。「狩ノ巻」のはじめに西山小獵師とある点から、これが西山流の影響を受けていることは確かで、四国狩獵文化の伝播が東方から及んできたと思定できる。しかし、山地での伝播速度は意外に遅く、煤市から胡摩山までははるかに五ヶ瀬川の峡谷と連山を隔てるとはいえ、約50キロの距離に100年以上を要している。山地の文化伝播が遅いことがうかがわれる一例であろう。しかも一方で、

五ヵ所に隣接する高千穂町の岩戸に伝えられた「狩評定」は、これらと全く別系統の阿蘇山麓地方から伝播したもので、山地の文化伝播、ことに信仰的なものの伝播が点的、飛火的に相互いりみだれていて、一線で区画される均質的傾向をもたない事例をも示している。

しかしながら、時間的には、明治以前に比べて伝播速度は著しく短縮したようである。これは、今田氏が佐藤氏の借用転写を許したことでわかるように、文明開化、諸事一新の風潮から、秘伝書を一生自己一身にのみ閲覧しうるものとせず、他者にも見せることを可とするようになった結果であろう。このような点で、山中を遠く行動する狩猟者にとっては、平地人が境界とみなす分水山地こそ一つの行動領域であって、そこでの活動でも反対斜面の住人と合同狩猟や山小屋での共同宿泊の機会が多い。したがって遠方人と知り合うこと、名人や秘伝を知る人の名を聞いて訪問することも稀ではないから、遠い空間を隔てて飛び飛びの受容地を見出し、かえって近隣への伝播が遅れる場合も少なくない。

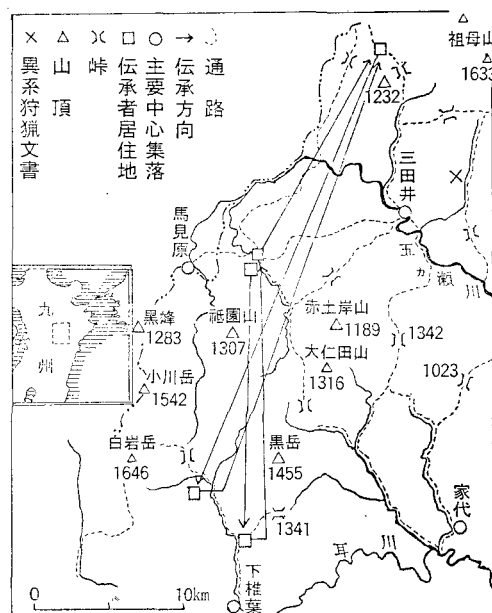


図1 日向北部山地における狩猟秘伝書の授受範囲

い。図1の伝授地の分布はこの形をよく示し、それが隣接地に浸透して連続した文化空間を形成せず、不連続性を示すことがよくわかる。

いま1つ、九州地方の事例として、大隅半島根占地方に見られる「山之神本地」系の秘伝書の末尾部分を示す。これも、山の神の婚姻譚を含むものである。⁸⁾

慶長四己亥十月吉日	段之平左衛門
	嫡子平六左衛門
	弟子 白井山左衛門
寛文二壬寅三月吉日也	段之蔵之介
	弟子百枝源太左衛門
	嫡子百枝沢右衛門
享保拾二歳壬未正月伝也	段之平左衛門
享保貳拾歳乙未三月吉也	弟子上川金兵衛
寛保元年乙卯二月吉日	段村之平蔵
宝暦四年甲戌八月吉日	黒瀬之正左衛門
明和二乙酉二月吉日	段之平次郎
安永八己未歳二月吉日写也	
	小根占北川原半之丞
	神之元原口伊右衛門
	小根占□原口伊右衛門

この原本は、大根占町段にある段平治家所蔵文書で、現代では各地に転写本がある。最初の文字化は当時の同家の当主と思われ、記年を信ずれば慶長4年(1599)のことである。その間の伝授の相手を見ると、弟子の場合と子供への場合とがあるが、その空間は現大根占町と根占町に含まれる約8キロ四方、すなわち往時のおしめ寝庄の範囲を出ない。この地域は、すべてが旧薩摩藩領であるが、伝播を限定している条件はそのような政治的要因ではなく、より狩猟者自体のあり方に関わるらしく思われる。

それを解く1つの手がかりは、この祭文が遠く大隅半島の東岸、内之浦町岸良の日光院という法印の家に伝えられていたことである。段の平治家も同様に屋敷内にハナヤという独立した祈禱所があり、住民の依頼に応じて幣束を切って与える。これは狩猟の時に山の神をまつるためのもので、段家の主人は代々隣村池田部落の旗山神社の祭に神幸を途中で迎える役をつとめ

ている。要するに、法印であったらしい。日光院もまた現在まで法印として加持祈禱を行ない、一定の領域をその信仰圏としていたことは、まぎれもない事実である。そして、日光院の数代前の主人で、小根占から養子に入った人があったというから、おそらくこの秘伝の祭文はその折にでも持参したものかと思う。^{ねしめ}禰寝庄の北東部^{あひら}吾平町には、別の旧家から同内容のものがみつかつて、『吾平町史』に本文が収録されている。そのことからみても、かような旧家が法印として地域の信仰文化を統轄していたのが、この地方一般の様相であり、したがってその秘伝文書の伝播範囲も、その信仰圏に限られたのではなからうか。

IV 奥羽地方南部の事例

次に、日本列島の北部奥羽地方の山間をみよう。その事例として、現在は北海道渡島支庁楡法華村居住五ノ井正二家の所蔵文書の末尾を示す。⁹⁾同家はもと福島県大沼郡昭和村小栗山の住民であったから、この秘伝書は会津山地の狩猟文化の伝播状況についての一資料である。

慶長十五年三月日 小石塚兵部之丞信勝
吉沢惣右衛門道定
金子六兵衛政容
栗城八郎兵衛秀元
同苗丈之進秀友
文化七庚午正月日 松山渡部伝之丞伝是也
喜三郎
玉梨村 川下吉次
于時弘化元年二月中日 右之卷ヲ相伝也
玉梨村川下栗城吉次
行年八十一翁
小栗山村
栗城重太郎殿
同村
五ノ井新太郎殿

右之卷明治七年正月十六日 栗城市作正重
ヨリ 同村佐々木弥吉殿
太良布村横山留五郎殿
明治廿五年正月十六日 栗城市作正重ヨリ

川口村大字玉梨湯ノ上
角田長太郎殿
同年二月中日 同村大字小栗山
諏佐亀松殿
同年三月三日 同村同字
栗城丑太郎殿
右小巻流極秘蜜年来依御熱心不残相伝能々他
見有間敷者也
于時明治廿五年辰二月日 栗城市作正重ヨリ
諏佐亀松殿
于時明治正月日 諏佐亀松ヨリ
川口村大字玉梨
船城鯛次殿
于時明治三十二年二月日 諏佐亀松ヨリ
同村大字同
栗田藤作殿
仲立
栗田新吾殿
于時明治三十二年三月日 諏佐亀松ヨリ
沼沢村沼沢
猪俣酉次郎殿
于時明治三十九年九月十九日 諏佐亀松ヨリ
当村同大字
五ノ井宗次郎殿
仲立
横山伝太郎殿
于時大正八年正月日 諏佐亀松ヨリ
沼沢村中川
長谷川勘蔵殿
同年正月日 沼沢村太良布
若林重策殿
于時大正十四年正月吉日 諏佐亀松ヨリ
当村同大字
五ノ井乙三郎殿

ここには出していないが、本文には山の神の由来や狩猟の作法についてはふれず、もっぱら各種の呪文・唱えごとを列記してある。最初の書写が慶長15年(1610)というのを信ずるならば、全国的にこの種の文書の作成され始めたのが、中世末から近世初期への移行の時期に相当するわけで、これがこの種の文書成立事情への1つ

の手がかりとなる。すなわち、混乱した社会情勢が安定し始め、武術で身を立てたり信仰を指導した一派の人々が、漂泊生活から定住に移行した時期である。狩猟一行商などに従った者も、同様であったろう。初期に伝授にあずかった人に武士らしい名乗りをもつ者が多いのは、九州において大名狩の儀礼を規定した「山法」や、阿蘇神宮の狩の作法の系統をひくらしい「狩評定」の伝書でも同様で、全国的な傾向を示しているように思われる。しかしながら、その人々の大半が住所を記していない点に注意する必要がある。おそらく、彼等は農民と異なる存在であり、宗門人別改帳では別記されるような人々ではなかったろうか。つまり、神職・僧侶・修験・行人・医師その他に類する漂泊生活者ではなかったかと考えられる。

この秘伝が、小栗山の部落がある野尻川の谷に伝わったのは、最上流の松山部落に居住した渡部伝之丞なる人物の時代らしい。それが文化7年(1810)だったことは、注意してよい。後述するように、この時期は、奥羽地方の狩猟者の定着が明確化して間もない時であった。この間に秘伝を伝承していた人々がどこに住んだかは明らかでないが、記録されてから200年を経ているから、1代約40年を隔てて、次の伝承者に引き継がれていたことになる。それから喜三郎なる人を間において、玉梨の栗城吉次氏がこれを受けて署名したのが、弘化元年(1844)2月であった。この人と、次にしばしば記名する栗城市作正重なる人物とがどのような関係にあるのかは明らかでないが、年月不明ながら明治になってからと思われる時期に、81歳で小栗山の人にこの秘伝を伝授したらしい。「行年八十一翁」というのは、その折の署名と思われ、また相手の姓名と殿の称が付されている点は以前の記載例がなく、明治以後の部分にはすべて付いているから、この伝授も明治初年と見られる。栗城吉次氏が改名した形跡もなく、そのすぐ後の伝授に同姓市作の名がでてくるところを見ると、この人は吉次翁の子孫ではなかろうか。前述した段平治家の文書の場合のように、伝授は

しても本家には原本が残って、子孫が所持したのであると判断される。

玉梨の栗城家が各地の人に伝授しているのと同じように、小栗山の人で明治25年に伝授を受けた諏佐亀松という人も、野尻川の谷から下流の村の人々にこの書を伝えた。ここではもはや、1代に1人に秘伝を伝えるという形ではない。これもおそらく明治期の文明開化の波が及んで、希望する人に一定の資格が認められれば、人数を限らず伝授させるようになった結果であろう。近世と近代との伝承形態のちがいが、九州山地でも会津山中でも相談したわけではないのに、同じ傾向として現われていることは重要である。このことは、栗城市作が最後に諏佐亀松に伝授した末文に、「右小巻流極秘蜜年来依御熱心不残相伝能々他見有間敷者也」(傍点筆者)とあるように、長い間熱心に依頼すれば、1代1人と限らず授与されるという点からうかがわれよう。以後、この諏佐氏も、玉梨・沼沢・中川・太良布の各集落の住人7名に伝書を写させている。これが明治25年から大正14年までの36年間に行なわれたので、近世の1代40年に1人という伝播速度からいうと、明治になって50年の間に12名が伝授を受けているので、ほぼ10倍になっているといえよう。

しかしながら、空間的にいうと、その伝播範囲は図2で見えるように、わずか10キロ四方ほどの狭小な範囲にとどまる。これは前に述べた大隅半島の場合の近世期に、1人の法印が支配した信仰圏と、広さではほとんど差異が見られない。これも、同様な理由によって限定されたものであろうか。

図3によって明らかなように、会津地方の山間部には、各谷ごとに種類を異にする狩猟秘伝書が分布している。全体としての類型は和歌を多く混じえた内容で、呪文・唱歌ごとを主とし、林業から狩猟に転じたらしい人々が伝えたように思われるが、時期的には新らしく、たとえば南郷町山口の小椋家文書は文化6年(1809)¹⁰⁾、伊北村田子倉の皆川家文書は天保6年(1835)¹¹⁾の記録である。この点で、この地方山間に行わ

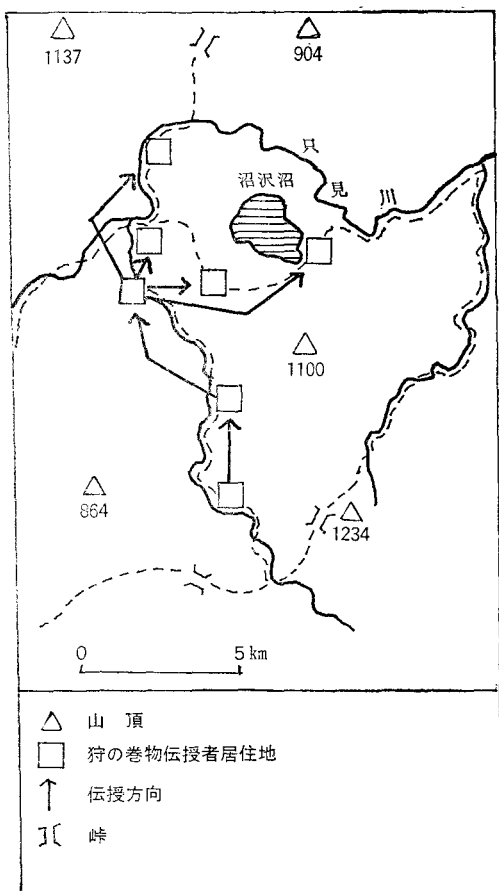


図2 会津只見川流域の一狩猟秘伝書の授受範囲

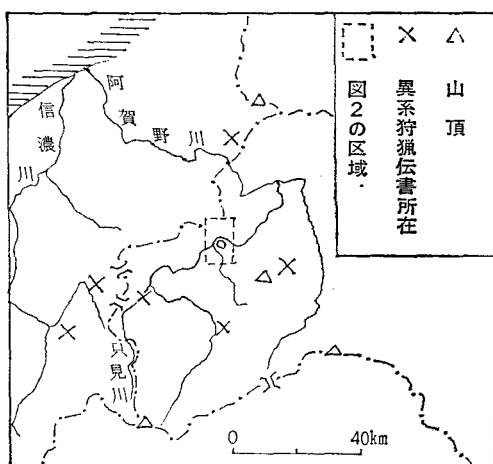


図3 会津地方の異系狩猟秘伝書の分布状態と図2の位置

れた日光山信仰と、それに伴う万治万三郎なる狩人が二荒権現を助けてその狩猟許可を得たという、いわゆる日光派の狩猟秘伝「山立根本之巻」の系統は、ほとんどわがわれない。越後東蒲原郡実川の猪俣氏文書は、この原型を伝える伝書で会津地方に最も近接し、慶長年間の記録として確認されるものがあるが、その類型は口頭伝承のみに残存しているにすぎない。

参考までに、この類型の伝承を述べれば、サルマあるいはサルハ流と、オウバあるいはアオバ流の猟師があり、前者は山の神の産を助け、後者は助けなかったため、それぞれ賞罰があった。いまの狩人は、サルマの猟師の子孫であるといい、実川の巻物「日光権現縁起」の中に、この狩人を小野猿丸としているのと一脈の関連をうかがわせる。しかしながら、これが文字のうえに見られるのは、文化6年(1809)の小椋家文書が最も古く、これに次ぐのは越後大白川¹²⁾の明治元年成立と推定される伝書である。したがって、おそらくこの口頭伝承は近世の久しい期間にわたり、会津山中の大半で口伝えとされてきたもので、その文字化は遅れたにちがいない。その間、近世中期には、たぶん神道系の宗教者による別系統の狩猟儀礼が流布し、早く近世の末期から文字となって伝承されたように思われる。

このような事情となった理由は、なぜであろうか。すでに菊地利夫氏が論じられたように、中世末から近世初頭の会津山地では、日光・宇都宮方面との間に漂泊的生活を送り、宗教的性格をもつ行商人たちが往来し、それぞれの系図や由来書によって市場の開催権、または管理権を争っていたらしい。その最末期が、若松を中心とする市立についての、築田家と吉原家との争論である。吉原家は修験系の商人司として、広大な会津の山間を後背地とした高田の市立を最後まで維持しようとした。そのための交通路は高田の南、尾岐から博士山の南を越え、または檜和田峠を越えて大内、小野を経て田島に出、山王峠を越えて下野地方に抜けるものであったかと思われる。ことにこの経路は、近世初

期には幕領のみを通過していたから、行商人には有利な点があったのではなからうか。

かような山地が藩領もしくは預所となつて、いわゆる間道の多くが閉鎖されてしまうと、各谷々を結ぶ山越えの道は廃道化し、谷ごとの狭い文化圏が分立して、中世的信仰を維持できない状態が、近世中期には訪れることとなつたのではなからうか。またそれに乗じて、会津藩が承認しやすい神道系の宗教者の勢力が強化されたのではなからうか。たとえば、吉原家が奉じたりしい熊野神社の信仰が、近世著しく衰えたことは、寛文5・6年(1655—56)の『会津風俗帳』に見る退転社寺のうちに、熊野社の占める割合の比較的大きいことから推察される。これに代わって侵入してきたのが、伊勢の御師のほか、愛宕・津島・多賀等の関西系の神主であったことは、貞享2年(1685)の「会津郡郷村之品々書上ヶ申帳」の伊南古町組の項に詳しい。¹⁴⁾ 15) 16) 17) 18) 19) 20) 21) 22) 23) 24) 25) 26) 27) 28) 29) 30) 31) 32) 33) 34) 35) 36) 37) 38) 39) 40) 41) 42) 43) 44) 45) 46) 47) 48) 49) 50) 51) 52) 53) 54) 55) 56) 57) 58) 59) 60) 61) 62) 63) 64) 65) 66) 67) 68) 69) 70) 71) 72) 73) 74) 75) 76) 77) 78) 79) 80) 81) 82) 83) 84) 85) 86) 87) 88) 89) 90) 91) 92) 93) 94) 95) 96) 97) 98) 99) 100) 101) 102) 103) 104) 105) 106) 107) 108) 109) 110) 111) 112) 113) 114) 115) 116) 117) 118) 119) 120) 121) 122) 123) 124) 125) 126) 127) 128) 129) 130) 131) 132) 133) 134) 135) 136) 137) 138) 139) 140) 141) 142) 143) 144) 145) 146) 147) 148) 149) 150) 151) 152) 153) 154) 155) 156) 157) 158) 159) 160) 161) 162) 163) 164) 165) 166) 167) 168) 169) 170) 171) 172) 173) 174) 175) 176) 177) 178) 179) 180) 181) 182) 183) 184) 185) 186) 187) 188) 189) 190) 191) 192) 193) 194) 195) 196) 197) 198) 199) 200) 201) 202) 203) 204) 205) 206) 207) 208) 209) 210) 211) 212) 213) 214) 215) 216) 217) 218) 219) 220) 221) 222) 223) 224) 225) 226) 227) 228) 229) 230) 231) 232) 233) 234) 235) 236) 237) 238) 239) 240) 241) 242) 243) 244) 245) 246) 247) 248) 249) 250) 251) 252) 253) 254) 255) 256) 257) 258) 259) 260) 261) 262) 263) 264) 265) 266) 267) 268) 269) 270) 271) 272) 273) 274) 275) 276) 277) 278) 279) 280) 281) 282) 283) 284) 285) 286) 287) 288) 289) 290) 291) 292) 293) 294) 295) 296) 297) 298) 299) 300) 301) 302) 303) 304) 305) 306) 307) 308) 309) 310) 311) 312) 313) 314) 315) 316) 317) 318) 319) 320) 321) 322) 323) 324) 325) 326) 327) 328) 329) 330) 331) 332) 333) 334) 335) 336) 337) 338) 339) 340) 341) 342) 343) 344) 345) 346) 347) 348) 349) 350) 351) 352) 353) 354) 355) 356) 357) 358) 359) 360) 361) 362) 363) 364) 365) 366) 367) 368) 369) 370) 371) 372) 373) 374) 375) 376) 377) 378) 379) 380) 381) 382) 383) 384) 385) 386) 387) 388) 389) 390) 391) 392) 393) 394) 395) 396) 397) 398) 399) 400) 401) 402) 403) 404) 405) 406) 407) 408) 409) 410) 411) 412) 413) 414) 415) 416) 417) 418) 419) 420) 421) 422) 423) 424) 425) 426) 427) 428) 429) 430) 431) 432) 433) 434) 435) 436) 437) 438) 439) 440) 441) 442) 443) 444) 445) 446) 447) 448) 449) 450) 451) 452) 453) 454) 455) 456) 457) 458) 459) 460) 461) 462) 463) 464) 465) 466) 467) 468) 469) 470) 471) 472) 473) 474) 475) 476) 477) 478) 479) 480) 481) 482) 483) 484) 485) 486) 487) 488) 489) 490) 491) 492) 493) 494) 495) 496) 497) 498) 499) 500) 501) 502) 503) 504) 505) 506) 507) 508) 509) 510) 511) 512) 513) 514) 515) 516) 517) 518) 519) 520) 521) 522) 523) 524) 525) 526) 527) 528) 529) 530) 531) 532) 533) 534) 535) 536) 537) 538) 539) 540) 541) 542) 543) 544) 545) 546) 547) 548) 549) 550) 551) 552) 553) 554) 555) 556) 557) 558) 559) 560) 561) 562) 563) 564) 565) 566) 567) 568) 569) 570) 571) 572) 573) 574) 575) 576) 577) 578) 579) 580) 581) 582) 583) 584) 585) 586) 587) 588) 589) 590) 591) 592) 593) 594) 595) 596) 597) 598) 599) 600) 601) 602) 603) 604) 605) 606) 607) 608) 609) 610) 611) 612) 613) 614) 615) 616) 617) 618) 619) 620) 621) 622) 623) 624) 625) 626) 627) 628) 629) 630) 631) 632) 633) 634) 635) 636) 637) 638) 639) 640) 641) 642) 643) 644) 645) 646) 647) 648) 649) 650) 651) 652) 653) 654) 655) 656) 657) 658) 659) 660) 661) 662) 663) 664) 665) 666) 667) 668) 669) 670) 671) 672) 673) 674) 675) 676) 677) 678) 679) 680) 681) 682) 683) 684) 685) 686) 687) 688) 689) 690) 691) 692) 693) 694) 695) 696) 697) 698) 699) 700) 701) 702) 703) 704) 705) 706) 707) 708) 709) 710) 711) 712) 713) 714) 715) 716) 717) 718) 719) 720) 721) 722) 723) 724) 725) 726) 727) 728) 729) 730) 731) 732) 733) 734) 735) 736) 737) 738) 739) 740) 741) 742) 743) 744) 745) 746) 747) 748) 749) 750) 751) 752) 753) 754) 755) 756) 757) 758) 759) 760) 761) 762) 763) 764) 765) 766) 767) 768) 769) 770) 771) 772) 773) 774) 775) 776) 777) 778) 779) 780) 781) 782) 783) 784) 785) 786) 787) 788) 789) 790) 791) 792) 793) 794) 795) 796) 797) 798) 799) 800) 801) 802) 803) 804) 805) 806) 807) 808) 809) 810) 811) 812) 813) 814) 815) 816) 817) 818) 819) 820) 821) 822) 823) 824) 825) 826) 827) 828) 829) 830) 831) 832) 833) 834) 835) 836) 837) 838) 839) 840) 841) 842) 843) 844) 845) 846) 847) 848) 849) 850) 851) 852) 853) 854) 855) 856) 857) 858) 859) 860) 861) 862) 863) 864) 865) 866) 867) 868) 869) 870) 871) 872) 873) 874) 875) 876) 877) 878) 879) 880) 881) 882) 883) 884) 885) 886) 887) 888) 889) 890) 891) 892) 893) 894) 895) 896) 897) 898) 899) 900) 901) 902) 903) 904) 905) 906) 907) 908) 909) 910) 911) 912) 913) 914) 915) 916) 917) 918) 919) 920) 921) 922) 923) 924) 925) 926) 927) 928) 929) 930) 931) 932) 933) 934) 935) 936) 937) 938) 939) 940) 941) 942) 943) 944) 945) 946) 947) 948) 949) 950) 951) 952) 953) 954) 955) 956) 957) 958) 959) 960) 961) 962) 963) 964) 965) 966) 967) 968) 969) 970) 971) 972) 973) 974) 975) 976) 977) 978) 979) 980) 981) 982) 983) 984) 985) 986) 987) 988) 989) 990) 991) 992) 993) 994) 995) 996) 997) 998) 999) 1000)

V 奥羽地方北部の事例

最後に、同じく奥羽地方の狩猟秘伝書の伝播について、全く反対に広大な空間を越えて伝わった事例を考察してみよう。それは岩手県久慈郡小久慈村(現在久慈市)日沢重蔵氏所蔵、森嘉兵衛氏報告のもので、宝暦10年(1760)以後、明治25年に同家の祖先が伝授されるまでの氏名記載がある。2通あって内容は、(1)が山の神の由来記、(2)が引導のため、危難除けのための呪文、唱えを集めたものである。両者は本来セットをなすものであったと思われるが、途中別々に伝えられた形跡がある。

- (1) 吉野末孫小内足雪渡末流 奥州南部田子夏坂
一人又鬼 源左衛門 印
宝暦十年九月相伝

南部岩手郡簗川村

勝之丞ニ

久慈三日町

熊治郎へ

- (2) (肩書前記=同シ)

宝暦十年辰九月相伝

南部岩手郡簗川村

またぎ
奴木勝之丞江

右之通相写之申候也

明治十六年旧二月吉日

南九戸郡長内村平沢

平沢丑蔵持用

同郡小久慈村和野友吉江

相伝持用

明治十八年正月吉日

同村奴木被持伝置左ニ

熊谷巳之吉持用

同村同

日沢重蔵持用

明治廿五年二月吉日

右之通ニ御座候

夏坂は田子マダギの本拠であるが、ここから勝之丞マダギの居住地簗川までは、約70キロを隔て、1日では到達できない距離である。この空間を隔てて両者がどのようにして知り合うことができたかは不明だが、当時の彼等が定着せず、漂泊狩猟を行なう生活にあったとすれば、解釈は可能である。そして秋田マダギの例を見れば、それは事実であったと考えられる。彼等は後代の文政10年(1827)になつても、遠く越後・信州境まで狩に出かけていた。¹⁷⁾

簗川から明治16年に平沢氏に渡った(2)の文書は、伝授関係ではなく、売買によって勝之丞家から出たものであろう。また、(1)の方は久慈郡三日町の熊治郎へ伝わったが、これは伝授かもしれない。しかし、日時はわからない。この間も50キロあるが、両者がセットをなさなかったことを考えると、これは漂泊狩猟のためとはいいいにくいのである。さらに(2)の文書も、明治16年に平沢氏から和野友吉が相伝したが、同18年には早くもマダギ熊谷巳之吉氏の手に移っており、これは持用であつて相伝したのではない。この時期はいわゆる松方財政に伴う不景気であつたから、和野家の事情で手ばなしたのであろうか。

そして、熊谷氏は日沢氏に相伝したのである。この距離が明治になってきわめて近くなったのは、前に記した近世における狩人の定着化によると思われる。

以上の事例から、日本列島の北辺では、近世中期まで遠方出猟による仲間や知人関係が彼等の間には成立しており、秘伝をそうして得たすぐれた狩人に伝授することが可能だったのではないかと想定することができる。そして同じ伝書が近世末から明治になると、会津地方と同じくきわめて近距離のみで相伝されるのは、この時期になるまでの近世末期の数十年の間に、奥羽地方の山間では狩人の定着化が急激に進行した結果らしい。秋田地方のマダギに関する文献¹⁸⁾が、大部分は文化・文政期以後である理由は、このように理解できるのではなかろうか。

日本の山地住民の文化が、どのようにして成長し、伝播し、かつ変容していったかを明らかにすることは、将来の山地居住のありかたを考える上でも、大きな参考となる。本論が、その第一歩となることを期待しつつ筆をおく。

(明治大学文学部)

〔注〕

1) 杉浦健一「山岳 昭和11年1号書評」民間伝承3

巻5号, 1937, 11頁

2) 柳田国男『山立と山臥』定本柳田国男集31巻, 1937, 4—115頁

3) 千葉徳爾『続狩猟伝承研究』1971, 17—172頁

4) 前掲2) 112—114頁

5) 前掲3) 299—435頁

6) 前掲3) 443—452頁

7) 千葉徳爾『狩猟伝承研究後篇』1977, 484—485頁

8) 千葉徳爾『狩猟伝承研究』1969, 673—692頁

9) 前掲7) 523—528頁

10) 前掲7) 488—492頁

11) 前掲8) 770—774頁

12) 前掲8) 776—778頁

13) 菊地利夫「会津盆地の修験山伏による定期市の市立とその歴史心理」歴史地理学会会報103号, 1979, 10頁

14) 庄司吉之助編『会津風土記・風俗帳第1巻』1979, 72—205頁

15) 庄司吉之助編『会津風土記・風俗帳第2巻』1979, 198—224頁

16) 前掲3) 535—548頁

17) 鈴木牧之『秋山記行』平凡社東洋文庫版, 1828, 111—125頁

18) 武藤鉄城『秋田マダギ聞書』1969, 178—215頁

ON THE DISSEMINATED WAY OF THE SECRET-SCROLLS ABOUT THE OLD HUNTING MANNERS IN THE MOUNTAINLAND OF JAPAN

Tokuji CHIBA

There were some varied lines of Old Hunting Manners of the common hunters in Japan. These Folk-manners were something magical or religious, if they were words or behaviors, and believed by those hunters as a way for good fortune. These Manners were recorded in papers which were called “secret-scroll”.

Some these scrolls were disseminated from a place to another place by the changing hands or instruction among the fellow of hunters. At the latter chance, the process had been recorded at the end of the scroll formally. The author, accordingly, making a trial by the records to search for the roots of hunting culture in Japan. Some samples of the disseminating area in the western and eastern part of Japan are

picked up in this study as Fig. 1 and Fig. 2.

His findings are as next ; 1) in the end of the Recent Times, the distances of instruction from one hunter to another were more and more shorter than those of in the the older Times. 2) by the above mentioned phenomena, he thought that the hunters by and by settled in mountain villages at the Modern Age. But till the first times of the Age there had been extant wandering hunters in the mountainland of Japan, the author guesses, and visiting round to the common hunting peoples for instruct in the Old manners. 3) at that time, aforsaid hunters would have a character of hermit or Buddhist exorciser, but latter they changed the character of them to the common hunting people. This is the author's conclusion from their signatures signed in the end of these scrolls.